

いちごオフィスリート投資法人  
第16回投資主総会における議決権行使結果【ご参考】  
(2026年7月25日開催)

いちごオフィスリート投資法人は、2026年7月25日に第16回投資主総会（以下、「本投資主総会」という。）を開催いたしました。本投資主総会における議決権の行使結果について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員2名選任の件
- 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

2. 議決権の状況

議決権を有する投資主数 22,653名  
行使可能議決権の総数 1,527,703個

3. 議決権行使結果

| 決議事項                        | 賛成        | 反対     | 賛成率    | 決議結果 |
|-----------------------------|-----------|--------|--------|------|
| 第1号議案 規約一部変更の件              | 1,526,469 | 838    | 99.92% | 可決   |
| 第2号議案 執行役員1名選任の件<br>鍵山 卓史   | 1,524,362 | 2,945  | 99.78% | 可決   |
| 第3号議案 監督役員2名選任の件<br>丸尾 友二   | 1,526,172 | 1,135  | 99.90% | 可決   |
| 橋本 古都                       | 1,526,188 | 1,119  | 99.90% | 可決   |
| 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件<br>千葉 恵介 | 1,506,198 | 21,111 | 98.59% | 可決   |
| 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件<br>北 永久  | 1,526,167 | 1,142  | 99.90% | 可決   |

(注1) 各議案の賛成率は、本投資主総会前日までの事前行使分および当日出席された投資主様のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できたものならびにみなし賛成に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計数を、行使可能議決権総数（みなし賛成を含む）1,527,703個で除した数値の小数第3位を四捨五入して記載しております。  
なお、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人の規約第15条において「みなし賛成」に関する規定を定めております。

(注2) 第1号議案は、書面による議決権行使もしくは投資主総会へのご出席およびみなし賛成となる投資主様の議決権が、行使可能議決権総数の過半数であり、かつ、これらの投資主様の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決としております。

(注3) 第2号議案から第5号議案は、書面による議決権行使もしくは投資主総会へのご出席およびみなし賛成となる投資主様の議決権の過半数の賛成をもって可決としております。

4. 本投資主総会に当日出席した投資主様のうち賛否を確認できない議決権数の取り扱いについて  
本投資主総会前日までの事前行使分および当日出席した投資主様のうち、賛否に関して確認できたもの、ならびにみなし賛成に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権を合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本投資主総会当日出席の投資主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以上

【ご参考：本投資法人規約（抜粋）】

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する主旨の議案はあるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、(i) 以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii) 以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。
  - (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
  - (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
  - (3) 解散
  - (4) 投資口の併合
  - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
  - (6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。